

第1章 教育目的

【評価基準】

1-1 教育目的

1-1-1

高度な会計職業人養成を目的とした専門職大学院(以下「会計大学院」という。)においては、その創意をもって、将来の会計専門職業人(会計・監査に関する業務に携わる者)が備えるべき高い倫理観、実務に必要な学識及びその応用能力並びに会計実務の基礎的素養を涵養するために、教育目的を学則等に明文化し、教職員及び学生等の学内構成員に対して周知を図ること。

【現状説明】

青山学院大学専門職大学院学則は、『会計プロフェッショナル研究科では、キリスト教に基づく教育の実現を理念に掲げ、高度な職業倫理性と専門的能力、国際人としての資質を充分に備えた会計プロフェッショナルを養成する。』（青山学院大学専門職大学院学則第5条の2）と本研究科の目的を規定している。本研究科が設置された2005年以来、上記の学則を尊重し、健全かつ実践的な会計マインドを備えた会計専門家の養成のために倫理教育の徹底を柱として、会計関連領域の国際的な知見を理論的および実践的観点から学ぶことを通して、公共の利益に貢献することを目指す会計プロフェッショナルを養成してきた。

とはいっても、研究科設立当初から15年が経過した現在では、内外の諸情勢が大きく変化してきている。2003年6月に改正された公認会計士法に基づき2006年から新しい形態の公認会計士試験が実施されたことを受け、設立後の5年ほどは、本研究科を志望し入学する大学院生は公認会計士を目標とする学生が大半を占め、年齢層も20代の前半に集中していた。しかし2008年前後の世界金融危機後の不景気と、同年度から開始された内部統制報告制度及び四半期報告制度の準備のために大量採用された公認会計士がその後監査法人において人余り状態となつたこと等を受けて、公認会計士合格者に対する採用が絞られたこと等を契機として、いわゆる「未就職者問題」と呼ばれる公認会計士試験に合格しても監査法人に就職できない者が大量に生じる状況となり、本研究科入学生の中で公認会計士志望者の比率は急速に減少した。それに代わって、税理士試験の勉強を目指す者および一般企業等に就職し組織の中で会計専門職として働くことをを目指す者が、入学者の大半を占めるようになった。このような変化に伴い、働きながら大学院にも通学するいわゆる社会人大学院生の数が増加し、入学者の平均年齢もかつての20歳代前半から最近では30歳近くにシフトしている。

在学生の多様化の進展に直面し、研究科設立時に想定した教育目標を実態に合わせる必要を感じ始めていたところ、青山学院大学の全体としても、それまで掲げてきた教育目標、修了認定基準、入学者選抜基準のそれぞれを見直す取り組みが実施された。これを受けて、当研究科では2016年に新たに、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、アドミッションポリシー（3ポリシー）を設定した。これらのポリシーは、従来の研究科運営の拠り所としてきた理念や目標を引き継ぎながら、より具体的かつ実践的に教育の目標を明文化したものである。その後、2018年度から教育課程を2つのプログラム（会計監査プログラムと税務マネジメントプログラム）に分けたために、上記の3ポリシーも2つのプログラムの特色を反映したものに改訂した。

近年、社会における会計への役割期待が、アカウンタビリティの履行要求によって大きくなっている。会計は企業経営だけでなく行政組織など非営利部門の組織についても、それらの活動の信頼性を担保する重要な基礎構造であり、体系化された効果的、総合的な会計教育プログラムが必要とされる。会計プロフェッショナルに対するこれらの広範な要請を充足するためには、会計、監査、税務、さらには管理会計など広い領域にわたる偏りのない会計知識とともに、実務経験者による「職業専門家としての価値観・倫理・心構え」の伝承が必要である。本研究科では、こうした高

度の会計教育の実現をめざし、個人、企業、公的機関等から独立不羈の立場にある専門職の育成、輩出に資するため、他分野の研究科と異なる固有の教育理念を有する独立の高度専門教育の機関として、会計専門職大学院を位置付けている。

現行のカリキュラムポリシーとディプロマポリシーには、これらの理念と目標が具体的な文章に説き起こされ、研究科構成員に共有されるとともに、外部関係者への周知も図っている。

なお、3ポリシーは、毎年、内容が研究家の現状や目標に合致しているかどうかを含め、検討することとされており、2020年度においても、一部見直しが図られている。

【自己評価】

本研究科の「『倫理教育の徹底』と『国際人の養成』を2つの柱とした、『健全な会計マインドを備えたプロフェッショナル』の育成」という教育目的は明確であり、基準1-1-1は満たされていると判断する。

2014年度に実施された大学外部評価における要請を踏まえて、2015年には、青山学院大学では全学的に教育目的、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーなどの見直しと整備が行われた。このような全学的な改善に呼応して、2016年には本研究科でも、専門職学位課程の教育目的の見直し、学位授与基準の整備、カリキュラムの改善などを進めた。それ以後も、教育体系や入学試験方法の変更に呼応しながら、3ポリシーの見直しを継続して行っている。

現在では大学としての教育方針・理念・スクールモットーが、大学のWEBサイトの冒頭に明示されているのはもちろんのこと、本研究科の研究科案内には、上記の3ポリシーが記載され広く周知されている。

【評価基準】

1-2 教育目的の達成

1-2-1

1-1-1 の目的が達成されるように、各会計大学院は養成しようとする会計専門職業人像に適った教育を行うこと。

【現状説明】

本研究科は、会計に関する専門知識を有するだけの人材ではなく、建学の精神に則り、公共の利益を保護するという社会の期待に応え、かつ、広く国際社会において貢献できる会計プロフェッショナルの養成を目指すものである。このような理念に基づき、2016年には従来の教育課程編成基準を見直し、新たなカリキュラムポリシーを設定した。

さらに2018年入学者から導入された2プログラム制に対応して、2018年2月には、カリキュラムポリシーに会計監査プログラムおよび税務マネジメントプログラムのそれぞれの教育目的を明記した文章を加え、アドミッションポリシーおよびディプロマポリシーも、2つのプログラムそれぞれの特色を反映して区分記載する形に改めた。

<研究科に共通のカリキュラムポリシー>

- ・国際会計士連盟（IFAC）の職業会計士国際基準に合致するとともに、公認会計士試験制度（短答式一部免除）に合致した教育課程
- ・高度な職業倫理性の涵養を目的とした、職業倫理、企業倫理及びコーポレートガバナンスに関する教育
- ・国際的感覚を備えた専門職業人の育成を目的とした、国際会計基準及び英語に関する教育
- ・会計プロフェッショナルとして求められる思考力・判断力・表現力の涵養を目的とした、少人数制の演習、論文作成指導及びディベートを重視した教育

- ・健全かつ実践的な会計マインドの涵養を目的とした、実務家教員による教育と、監査法人、公認会計士事務所及び税理士事務所でのエクスターンシップによる教育

＜会計監査プログラム固有のカリキュラムポリシー＞

- ・財務会計、管理会計及び監査論に関する専門知識を修得し、適用能力を高めるための教育課程
- ・実務における諸課題に対する問題発見力と解決力を高める、実践的な事例研究（ケーススタディ）による教育

＜税務マネジメントプログラム固有のカリキュラムポリシー＞

- ・税務専門家に必要な租税法規に関する専門的知識を修得し、適用能力を高めるための、各税目ごとの教育課程
- ・税務専門家に必要な財務マネジメントに関する専門知識を修得し、適用能力を高めるための教育課程
- ・税務専門家としての土台を形成するための、租税法規の基礎概念や申告・納税等に関する手続実務に関する基礎的な教育

会計プロフェッショナルには、会計的思考を基盤として、経済社会の実態を有用な情報として財務諸表に反映させるとともに、その情報の適正性を検証するという双方向の専門能力が求められる。複雑な経済取引を把握し適切な判断を行うためには、計算技術的な知識や技能を前提としつつも、それ以上に、経済社会を構成する多様なステークホルダー（利害関係者）との適切なコミュニケーション能力、経済取引の記録に基づく情報分析力、実態に迫る思考力や洞察力を身につけることが求められる。

知識や技能を実際に役立つ知恵および判断力に転換するために必要とされるコミュニケーション能力、分析力、思考力、洞察力などは、一方向的な教育環境で高めることは難しく、一定の期間をかけて、双方向的な教育環境のもとで、広範な関連知識の習得と自ら考え表現する訓練を経て醸成されるものである。このような認識に立ち、本研究科は人格的な陶冶と倫理観の涵養に十分に配慮した人材育成を目指している。一人の自立した人間として社会に信頼され、専門的知識を社会に役立つ知恵に高めて世界に貢献してゆく人材こそ、本研究科が養成する会計プロフェッショナル像である。

本研究科においては公認会計士や税理士を希望する学生が多くなるのは当然ではあるが、近年では社会人の入学希望者が増加傾向にある。そこで、実質的な昼夜開講のカリキュラムへと改善して、会計専門職大学院として質の高い会計教育を用意し、さらに本格的な意識の発現を引き起こさせることによって、次のような会計関連の専門的人材を広く育成することが可能である。

本研究科が育成する人材を下記のように捉えてカリキュラムを設定した。

- ① 公認会計士資格（CPA）、税理士資格または海外の同等の会計専門資格（U.S.CPAなど）の取得を目指す者
- ② 内部監査人、監事、評価委員または監査役等の高度の会計的資質を必要とする職に就く者
- ③ 企業、公的機関、公益法人等で最高財務責任者（CFO）または最高会計責任者（CAO）として活躍する者
- ④ 高度な会計知識の再教育（リカレント教育）によって最新の専門知識を備えた公認会計士（義務化された継続的職業専門教育（CPE）の支援）や税理士
- ⑤ 國際的な会計専門職領域で資格取得や実務家育成の関連教育に携わる者

【自己評価】

本研究科では、「『倫理教育の徹底』と『国際人の養成』を2本の柱とした、『健全な会計マインドを備えたプロフェッショナル』の育成」という教育目的を具体化するため上記のカリキュラムポリシーに基づきカリキュラム体系を準備し、2年から3年の間隔でカリキュラムの改訂を行っているので、基準1-2-1は満たされているものと判断される。

【評価基準】

1-2-2

1-1-1 の目的を達成し、1-2-1 の教育を実現するために、各会計大学院は学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を策定・運用し、当該方針をふまえ、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を策定・運用し、教育の理念や目的を具体的に示し、それらと矛盾しない体系的な教育を施し、その教育を貫徹するために成績評価と修了認定を厳格に行うこと。また、これらの方針について学生等に対して周知を図ること。

【現状説明】

会計プロフェッショナル研究科の教育理念は、会計制度の急速な変革や資本市場への情報開示のためのグローバル競争下で複雑化・高度化する企業の会計・監査制度を支える人材、税務を専門とする人材、公的部門の業績報告の人材を養成する。

本研究科では、これらの教育理念を実現するために、カリキュラムポリシーに基づき、公認会計士を目指す者および税理士を目指す者だけでなく、企業内会計専門職およびパブリックセクター会計専門職を目指す者にとっても効率的かつ効果的な履修モデルを考案し、会計プロフェッショナルが備えるべき理論と実践の両面を教育する 80 科目（前提科目 2 科目、寄付講座 4 科目を含む）を設置している。

これらの教育の実行のためにカリキュラム体系と後述する多様な授業方法を設定している。特に、できるだけ少人数教育となるように科目を設定しており、また、演習において担当教員が学生を個別的に指導できる体制を設けている。14 名の専任教員と 29 名の専任教員以外の教員（合計 43 名、寄付講座を担当する実務家を除く）を配置している。

成績評価と修了判定については GPA 制度を導入し、評価を厳格に行っており、修了判定についてもコースごとに修了要件に GPA の基準を設け、教授会で厳格に判定している。

【自己評価】

本研究科の教育理念と目的は明確であり、その実行システムは厳格に機能しているものと評価でき、基準 1-2-2 は満たされているものと判断する。

【評価基準】

1-2-3

各会計大学院は 1-2-2 が実施されているかどうかをレビューする第三者評価を尊重し、教育目的を達成するための努力を継続して行うこと。

【現状説明】

本研究科では、学生による授業評価のアンケート、本学の制度に基づく外部評価委員会の評価、特定非営利活動法人国際会計教育協会（会計大学院評価機構）による第三者評価との 3 段階を設定して評価の精度を高めている。さらに、2014 年度に行われた大学基準協会による青山学院大学の認証評価においても大学の教育・研究組織のひとつとして評価の対象となった（その前の 2007 年の大学認証評価の際は、専門職大学院は評価対象から外れていた。）。その後、大学全体として継続的に取り組んでいる「内部質保証システム」にも参加している。

学生による授業評価は、前期と後期に演習や研究指導等を含む全科目について、以下の項目を実施している。

①学生の授業に対する姿勢

②授業の内容の伝達手段、方法

教材の適切さ

伝達手段の適切さ（板書、配布資料、ビデオ、パワーポイントの使用等）

③教員自身の姿勢

熱意の有無

知的関心を持たせる内容であったか

なお、評価用紙には自由記入欄を設けて学生の自由な意見を吸い上げ、形式的にならないように配慮している。この自由記入欄も担当教員にフィードバックしている。

評価項目の決定等は、自己点検・評価委員会が行っている。評価は学期ごとにすべての科目（講義科目、演習・研究指導科目別）で実施し、集計、統計処理の結果は各教員にフィードバックしている。授業評価の集計結果は掲示で学生にフィードバックしている。授業評価で集められたデータに関しては後述している。

本研究科の外部評価委員会は、会計および監査に造詣の深い学外の有識者（学者1名と実務家1名）によって構成されており、年度ごとに評価報告書を受け取り、教員によるFD研修会で報告と討論を行って周知させている。なお、当該外部評価員は人気を最大5年として交代を図ってきており、異なる視点での評価を得て、研究科の活動の見直しに役立てている。

第三者評価は、会計大学院評価機構の評価委員会によって5年に1回の頻度で行われている。直近では、2018年に同評価機構の審査を受け、「すべての基準、解釈指針を満たしていることから、会計大学院評価機構が定める評価基準に適合していると認める。」との評価を受けた。

また、2014年には、大学基準協会による認証評価が行われた。これは青山学院大学全体が外部機関から評価を受けるものであるが、青山学院大学を構成するひとつの組織として会計プロフェッショナル研究科も評価の対象になった。この中で、教育方針とカリキュラムの実態との乖離や学生による授業評価および外部評価委員会による評価へのフィードバックの方法について問題があるとの指摘を受けた。その後、教育方針の内容を見直し新たなカリキュラムポリシーやディプロマポリシーを設定し、また授業評価および外部評価に対してFD委員会での議論を厚くし、特に外部評価委員とは双方向の議論の機会を設けるなど、種々の改善策を実施してきている。

【自己評価】

本研究科は、専門職大学院としての3段階の評価に加えて、青山学院大学の一部局としても厳格な評価を受けてきている。このように多方面から寄せられる要望や改善提案等に対応して自主的な改革を行うよう努力し、おむね実施につなげてきている。したがって、基準1-2-3を満たしていると判断する。